

＜現行計画と次期計画のつながりについて＞

現行資源循環推進計画（令和3～7年度）		
テーマ	施策項目	具体的な取組
＜テーマ1＞ ライフサイクル 全体での資源循環 の推進	1 廃棄物の発生抑制・再使用	<p>【施策1】県民による発生抑制・再使用の取組促進</p> <p>①家庭系可燃ごみ処理の有料化を促進 ②食品ロスの削減を促進 ③使い捨てプラスチックの使用削減を促進（3Rプラス3R）</p> <p>【施策2】排出事業者による発生抑制・再使用の取組促進</p> <p>①環境マネジメント制度の周知等を通じた発生抑制を促進 ②事業系食品ロスの削減に向けた普及啓発を実施 ③事業系一般廃棄物の削減及び分別を促進 ④研修会を通じた排出事業者による発生抑制の取組を促進 ⑤環境配慮設計の先進事例の紹介を通じた、使い捨てプラスチック削減を促進 ⑥2Rビジネスモデルの紹介による事業活動での発生抑制を促進</p>
	2 廃棄物の再生利用	<p>【施策1】高度なりサイクルシステムの構築</p> <p>①再生利用の優先順位を意識した廃棄物の分別等を促進 ②店頭回収等を活用した資源物の自主的な回収を促進 ③廃棄物の循環ルートの確保及び再生品の需要の拡大等を促進 ④各種リサイクル制度の普及啓発を実施 ⑤排出者が廃棄物再生事業者へ処理を委託しやすい環境を整備 ⑥廃棄物処理法に基づく再生利用者指定制度の普及啓発を実施 ⑦一般廃棄物の分別区分の拡大を促進</p> <p>【施策2】再生材や再生可能資源の利用促進</p> <p>①「とちの環エコ製品」の需要拡大及び認定件数の増加を推進 ②グリーン購入法等に基づく再生材を利用した製品等の率先調達を促進 ③環境配慮設計の先進事例の紹介を通じた、使い捨てプラスチック削減を促進</p>
＜テーマ2＞ 資源循環としての適正処理の推進	【施策1】排出事業者の意識改革	①廃棄物の分別、処理基準及び委託基準の遵守を徹底 ②不適正処理への厳正な対応による排出事業者の意識改革を促進 ③優良認定を受けた処理業者情報を公開
	【施策2】不法投棄等の不適正処理対策	①未然防止に向けた普及啓発や関係機関と連携した監視等を実施 ②不適正処理の早期に発見に向けた実効的な対策を推進 ③排出事業者や処理業者に対する立入検査を実施 ④不法投棄、不適正処理事案に対する厳正な対応 ⑤建築物等の解体工事現場における立入検査等を実施
	【施策3】処理困難な廃棄物等の処理体制の確保	①感染性廃棄物の適正処理に向けた普及啓発を実施 ②太陽光パネルの適正処理に向けた指導を実施 ③建築物等の解体時における残置物の所有者・占有者による適正な処理に向けた普及啓発を実施 ④市町等にて処理が困難な一般廃棄物の処理体制を確保 ⑤石綿を含む建設系廃棄物の適正処理の立入検査等を実施 ⑥適正な処理のために必要な情報の処理業者への提供を周知
	【施策4】PCB廃棄物の確実な処理	①県内の高濃度PCB廃棄物の把握に向けた保有状況の確認を実施 ②処理期限内の適正処理に向けて保管事業者を指導 ③中間貯蔵・環境安全事業と連携し保有事業者向け説明会を実施
	【施策5】放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進	①指定廃棄物の保管農家の負担軽減に向けた県としての役割を遂行 ②早期処理に向けた国の施策への協力
	【施策1】安定的、効率的な一般廃棄物処理体制の構築	①人口減少等を見据えた、市町等の処理施設の設置の検討等を実施 ②業務継続計画（BCP）の策定を促進 ③災害時における処理や処理困難物の円滑処理に向けた民間事業者の活用を促進
	【施策2】再生利用のための施設の整備促進	①廃棄物の性状と再生利用可能な品目等を分析し、需要と供給のマッチングを図り、施設整備を促進 ②既存の融資制度等を活用した民間による再生利用の処理施設の整備を促進

次期資源循環推進計画（令和8～12年度）（案）		
テーマ	施策項目	具体的な取組
＜テーマ1＞ 7Rの促進	1 排出抑制・再使用（リシーク、リフューズ、リデュース、リユース）	<p>【施策1】県民による発生抑制・再使用の取組促進</p> <p>（一）ごみの発生抑制及び再使用に係る県民への普及啓発 （二）市町によるごみ処理の有料化の促進 （三）市町等及び市内関係部局と連携した県民の家庭系食品ロス削減意識の醸成 （四）市町等及び民間事業者と連携した使い捨てプラスチックの使用削減及び海洋プラスチック問題に関する県民への普及啓発 （五）マイバッグキャンペーンの周知などマイバッグ使用促進 （六）リユースショップやフリマアプリなどの活用促進</p> <p>【施策2】排出事業者による発生抑制・再使用の取組促進</p> <p>（共）環境マネジメント制度の周知等を通じた事業活動における発生抑制の取組促進 （共）食品関連事業者に対する事業系食品ロス削減に向けた普及啓発 （一）市町等に対する研修会の開催等による事業系一般廃棄物の削減促進 （二）多量排出事業者等に対する発生抑制の取組促進及び法令遵守の徹底 （共）資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品制度等の普及啓発 （共）家電産業などによるCEコマースの取組促進</p>
	2 再生利用（リファイン、リサイクル）	<p>【施策1】県民・排出事業者による分別の取組促進</p> <p>（共）県民及び排出事業者に対し、再生利用の優先順位を意識した廃棄物の分別の普及啓発 （一）市町等による容器包装及び製品プラスチック等の再資源化の分別区分の拡大を促進 （共）市町等及び処理業者等と連携したスーパーマーケットにおける店頭回収等を活用した資源物回収の促進 （二）建築物等の分別解体・再資源化の徹底 （一）リチウムイオン電池等の分別周知及び徹底</p> <p>【施策2】高度なりサイクルシステムの構築</p> <p>（共）PETボトルや自動車（Car to Car）などについて、水平リサイクルの取組の促進 （共）廃棄物系バイオマスについて、素材や燃料（SAF等）としての活用促進 （二）環境配慮設計やAI・機械化等による再資源化の高度化促進 （共）容器包装リサイクル法、食品リサイクル法等に基づく各種リサイクル制度の県民及び排出事業者に対する普及啓発 （共）「とちの環エコ製品」について、公共事業での活用はもとより、市町等、関係団体等に対する利用の働きかけ等を通じて需要の拡大を図るとともに、処理業者等に周知することで、認定件数の増加を図る （共）グリーン購入法等に基づき、県が率先して再生材を利用した製品等の調達に取り組みむことで需要の転換を図る</p>
	3 再生可能資源への代替（リニューアブル）	<p>【施策1】再生可能資源の利用促進</p> <p>（共）使い捨てプラスチックの削減につながる再生可能資源の利用に係る普及啓発 （共）再生可能資源を活用した「とちの環エコ製品」について、市町等、関係団体等に対する利用の働きかけ等を通じて需要の拡大を図る。</p>
＜テーマ2＞ 資源循環推進体制の確保	1 資源循環に向けた処理体制の確保	<p>【施策1】安定的、効率的な一般廃棄物処理体制の構築</p> <p>（一）市町等とともに人口減少を見据えた効果的な処理体制（中長期的ごみ処理広域化・集約化）のあり方について検討し、次期「栃木県ごみ処理広域化計画」を策定 （二）市町等に対して、災害時のバックアップ及び処理困難物の円滑処理に向けた民間事業者の活用を促進</p> <p>【施策2】再生利用のための施設の整備促進</p> <p>（共）県内の製造業者等から排出される廃棄物の性状、県内の処理施設において再生利用が可能な品目、再生品の需要等を分析し、需要と供給のマッチングを図ることで、再生利用のための処理施設の整備を促進 （共）既存の融資制度等を活用し、民間による再生利用のための処理施設の整備を促進 （共）産業団地等における再資源化事業等高度化法に基づく高度リサイクル（広域回収、高度分別、脱炭素化）施設等の立地促進</p> <p>【施策3】焼却施設における熱回収の促進</p> <p>（一）市町等に対し、平時及び災害時における周辺施設への熱供給又は電力供給の重要性に関する普及啓発や先進的な取組事例の紹介等を行い、焼却施設における高度な熱回収設備の導入を促進 （共）処理業者に対し、熱回収の重要性に関する普及啓発、具体的な取組事例の紹介等を行い、焼却施設の設置、改修等を行う場合には、処理能力に応じた熱回収設備の導入及び高度化を促進 （共）既存の融資制度等を活用し、民間の焼却施設への熱回収設備の導入及び高度化を促進</p> <p>【施策4】廃棄物系バイオマスの有効利用の促進</p> <p>（共）食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等の促進 （共）木くず、し尿汚泥、下水汚泥、家畜ふん尿など地域において利用されていない廃棄物系バイオマスについて、市町等・民間事業者等に対し、有効利用のための具体的な取組事例の紹介等を行い、再生利用等の取組を促進 （二）下水汚泥の処理工程で発生するバイオガスを利用した発電の取組を継続するとともに、下水汚泥の肥料化など更なる有効利用の可能性を検討</p>
	2 資源循環推進体制の確保	<p>【施策5】必要な産業廃棄物最終処分場の確保</p> <p>（一）安定型最終処分場について、県北地域に施設が集中している現状に留意しつつ、必要容量を確保 （二）管理型最終処分場について、県営処分場「エコグリーンとちぎ」の安全・安心な運営を図るとともに、民間事業者による施設整備の状況を踏まえ、公共関与を含めた施設整備のあり方を検討 （三）第3セクター、協同組合等の公共的な団体による施設整備について、建設資金の借入れに対する損失補償の活用等により支援を実施</p> <p>【施策1】動脈産業（製造業者等）と静脈産業（処理業者）との連携等による高度な循環システムの構築</p> <p>（共）サーキュラーエコノミーへの理解促進に係る普及啓発 （共）動脈産業と静脈産業との情報共有の場の創出 （共）動脈連携のための技術的助言等の実施 （二）製造業・小売業、排出事業者等に対し、動脈連携や再生材・再生可能資源への代替、環境配慮設計等の先進事例の紹介</p>

<p>&lt;テーマ3&gt; 源循環推進体制の確保</p>	1 資源循環に向けた処理体制	【施策3】焼却施設における熱回収の促進	<p>①可燃性廃棄物の実態を分析し、その有効利用を検討</p> <p>②処理業者への熱回収に関する普及啓発を実施</p> <p>③既存の融資制度等を活用した熱回収設備の導入及び高度化を促進</p> <p>④市町等の焼却施設における高度な発電設備等の導入を促進</p>
		【施策4】廃棄物系バイオマスの有効利用の促進	<p>①未利用の廃棄物系バイオマスの再生利用等の取組を促進</p> <p>②下水汚泥の有効利用の可能性について検討</p>
		【施策5】必要な産業廃棄物最終処分場の確保	<p>①安定型最終処分場について必要容量の確保を推進</p> <p>②県営処分場「エコグリーンとちぎ」の着実な整備</p> <p>③公共的な団体による施設整備について、建設資金の借入れに対する損失補償の活用等による支援を実施</p>
	2 災害廃棄物処理体制の整備	【施策1】県及び市町における災害廃棄物の処理体制の整備促進	<p>①市町等の災害廃棄物処理計画の策定等を促進</p> <p>②災害時の迅速かつ適切な処理に向けた初動訓練を実施</p> <p>③協定の実効性の確保のため、協定締結団体との意見交換を実施</p> <p>④大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会における協議・検討を実施</p>
		【施策2】廃棄物処理施設の強靱化	<p>①民間処理施設の耐震化等の取組を促進</p> <p>②大規模自然災害に備えた立地、構造及び設備の導入を促進</p> <p>③市町等の処理施設の大規模自然災害に備える取組を促進</p>
<p>&lt;テーマ4&gt; 廃棄物・リサイクル産業の振興</p>		【施策1】廃棄物処理施設に対する県民等の理解促進	<p>①処理施設の必要性等について、県民等の理解促進を図る</p> <p>②民間の処理施設の整備及び活用について市町等の理解促進を図る</p> <p>③処理施設及び維持管理の状況等の積極的な公開等への働きかけを実施</p> <p>④処理施設の周辺地域等の公益的な施設の整備を図る</p>
		【施策2】優良な処理業者の育成	<p>①処理業者に対し、優良認定制度の活用を普及啓発を実施</p> <p>②優良認定を受けた処理業者情報のホームページ公開を実施</p>
		【施策3】リサイクル施設の立地促進等	<p>①関係部局と連携し、県内の産業団地等への立地促進を図る</p> <p>②リサイクル施設の立地に係る規制緩和等の立地促進策を検討</p> <p>③「とちぎの環境エコ製品」の需要の拡大及び認定件数の増加を図る</p> <p>④関係部局と連携し、資源循環に資する新製品・新技術開発等の支援を図る</p>

<p>&lt;テーマ3&gt; 廃棄物等の適正処理の促進</p>	2 廃棄物・リサイクル産業の振興	【施策2】廃棄物処理施設、リサイクル施設に対する県民等の理解促進(イメージ向上)	<p>(共)ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業や県内小中学校における処理施設等に関する出前授業等の実施を通じて、処理施設の必要性等について、県民等への理解を促進</p> <p>(共)研修会の開催等により、民間の処理施設の整備及び活用が地域経済の活性化等に有益であることについて、市町等への理解を促進</p> <p>(共)市町等及び処理業者に対し、処理施設及び維持管理の状況等の積極的な公開等への働きかけ</p> <p>(産)処理施設が設置される市町及びその住民の要望を踏まえ、処理施設の周辺地域等において公益的な施設の整備等を促進</p>
		【施策3】優良な産業廃棄物処理業者の育成	<p>(産)産業廃棄物処理業者の優良認定制度の普及啓発</p> <p>(産)優良な処理業者の更なる育成</p> <p>(産)優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に関する情報公表の促進</p>
		【施策4】リサイクル施設の立地促進	<p>(共)産業団地等における再資源化事業等高度化法に基づく高度リサイクル(広域回収、高度分別、脱炭素化)施設や優良な処理業者によるリサイクル施設の立地促進(再掲)</p> <p>(共)リサイクル施設の更なる安全性確保を図りつつ、リサイクル施設の立地促進策を検討</p> <p>(共)「とちぎの環境エコ製品」の需要の拡大及び認定件数の増加を通じた廃棄物・リサイクル産業の振興</p> <p>(共)関係部局と連携を図りながら、資源循環に資する先進事例の紹介や新製品・新技術開発等への支援</p>
	1 廃棄物の適正処理	【施策1】排出事業者の意識改革	<p>(共)講習会の開催や排出事業者への立入検査等を通じて、排出事業者による廃棄物の分別、委託基準及び処理基準の遵守を徹底</p> <p>(産)排出事業者責任に関する普及啓発や優良認定を受けた処理業者のホームページ等での公開を通じて処理を委託しやすい環境を整備</p> <p>(産)電子 manifests の更なる普及促進</p> <p>(共)不適正処理に対するその処理を行った処理業者だけではなく、排出事業者に対しても行政処分を行う(排出事業者責任)など厳正な対応による排出事業者の意識改革を促進</p>
		【施策2】不法投棄等の不適正処理対策	<p>(共)不適正処理の未然防止対策として、排出事業者・処理業者に対する普及啓発・指導のほか、関係機関と連携して監視・情報収集・情報提供等を実施</p> <p>(共)職員による監視パトロールやスカイパトロール、監視カメラ設置等、不適正処理を早期に発見することで、実効的な対策を推進</p> <p>(産)排出事業者や処理業者に対する立入検査の実施</p> <p>(産)建設系廃棄物等について、建築物等の解体工事現場における立入検査の実施</p> <p>(共)不法投棄、不適正処理事案に対する厳正な対応</p> <p>(共)法改正等を踏まえた不適正ヤードへの指導</p> <p>(一)「とちぎの環境美化県民運動」として年間を通しての環境美化活動や県下一斉の清掃活動の実施、県が率先したごみ拾い活動の実施</p>
<p>&lt;テーマ3&gt; 廃棄物等の適正処理の促進</p>		【施策3】処理困難な廃棄物等の処理体制の確保	<p>(一)市町等の処理施設において処理が困難な一般廃棄物について、市町等と民間事業者等が連携した処理体制構築の促進</p> <p>(産)石綿を含む建設系廃棄物の適正処理の立入検査等の実施</p> <p>(共)感染性廃棄物の確実な処理を図るため、市町等、処理業者、医療機関等に対し、「感染性廃棄物処理マニュアル」の周知</p> <p>(共)今後想定される太陽光パネルの大量廃棄を見据えた国の制度に基づく太陽光パネルの適正処理の促進</p> <p>(産)産業廃棄物処理委託契約に当たり、適正処理のために必要な情報を排出事業者が処理業者に提供が必要であることを周知徹底</p> <p>(共)建築物の解体における残置物について、残置物の所有者・占有者による適正な処理に向けた普及啓発</p> <p>(共)製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が、当該製品が廃棄物になったものを広域的に処理する広域認定制度の活用促進</p>
		【施策4】PCB廃棄物等の適切な管理及び処理	<p>(産)低濃度PCB廃棄物を保管する事業者に対して、処理期限内の確実な処理に向けた継続的な処分指導を実施</p> <p>(産)処理期限後に発見されるPCB廃棄物等について、保管事業者等に対する適正な管理及び処理の指導を継続</p> <p>(産)講習会や広報紙等を通じて、PCB廃棄物等の適正な管理及び処理を周知</p>
		【施策5】放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進	<p>(共)指定廃棄物の一時保管が長期化している保管農家の負担軽減の早期実現に向け、市町の意向を確認し、国へ意見を伝える等、国と市町の間に入って積極的に役割を遂行</p> <p>(共)放射性物質に汚染された廃棄物等の早期処理を図るため、安全性に関する県民の理解促進のための情報提供、知識の普及啓発を行う国の施策への協力</p> <p>(共)除染により生じた除去土壌等について、市町と連携しながら適切な管理及び処理を実施するとともに、国に対し、これらの処理等に必要な支援を要請</p>
	2 災害廃棄物の処理体制の整備	【施策1】県及び市町における災害廃棄物の処理体制の整備促進	<p>(一)水害等へ対応するための市町等の災害廃棄物処理計画改定支援等、平時からの備えを促進</p> <p>(一)市町を対象とした災害廃棄物処理に関する研修会の開催</p> <p>(一)県及び市町等職員に対する初動対応訓練や市町のBCP策定促進等の実施による人材育成・対応力向上</p> <p>(一)災害廃棄物処理に関する協定の実効性向上のため、市町及び締結関係団体との訓練の実施及び内容見直し等を実施</p> <p>(一)大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会における協議・検討による広域連携体制の強化</p>
		【施策2】廃棄物処理施設の強靱化	<p>(一)市町等に対し、一般廃棄物処理施設の新規整備や大規模改修等における大規模自然災害に備えた立地環境、構造の検討及び設備導入を促進</p> <p>(一)市町等に対し、処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等に関する先進的な取組事例の紹介等を行うとともに、市町等と共に、災害廃棄物の発生見込量等に応じて、民間の処理施設の活用可能性等を検討</p> <p>(共)民間の処理施設について、耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等の促進</p>